

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 8 日

佐賀県知事 山口祥義 殿

提出者 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野950
 住 所 佐賀エレクトロニクス株式会社
 佐賀製作所
 氏 名 取締役製作所長 蒲原 繁

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-52-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐賀エレクトロニクス株式会社 佐賀製作所
事業場の所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野950
計画期間	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	75億円 (2019年12月期)
③ 従業員数	432人 (2019年12月末現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 生産数量に合わせた稼働台数の適正化 メッキ稼働台数を生産数量に合わせ調整。2019年11月～2020年6月 メッキ装置1台稼働(2台⇒1台)。1台停止させた事により排出量が減少。 他社でメッキ作業する製品比率 約 50% となっている。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 他社メッキ製品を新規製品へ移行しメッキ作業業者変更予定。 			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> メッキ排水口へ水洗面混入防止の注意喚起(表示及び関係者の作業教育) 	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> メッキ排水と水洗面分別のための掲示物作成(現場関係者の意識付け) 	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特別管理産業廃棄物を委託できる業者と書面による契約を行っている。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者へ委託処理する ・優良認定処理業者でリサイクル化、再資源化できる業者から選定する。 		
【前年度（令和 元年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	84.836 t
	(今後実施する予定の取組)	
令和2年4月1日より電子マニフェストシステム導入にて運用開始した。 (産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の取引業者全てを対象として実施)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から取替処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定

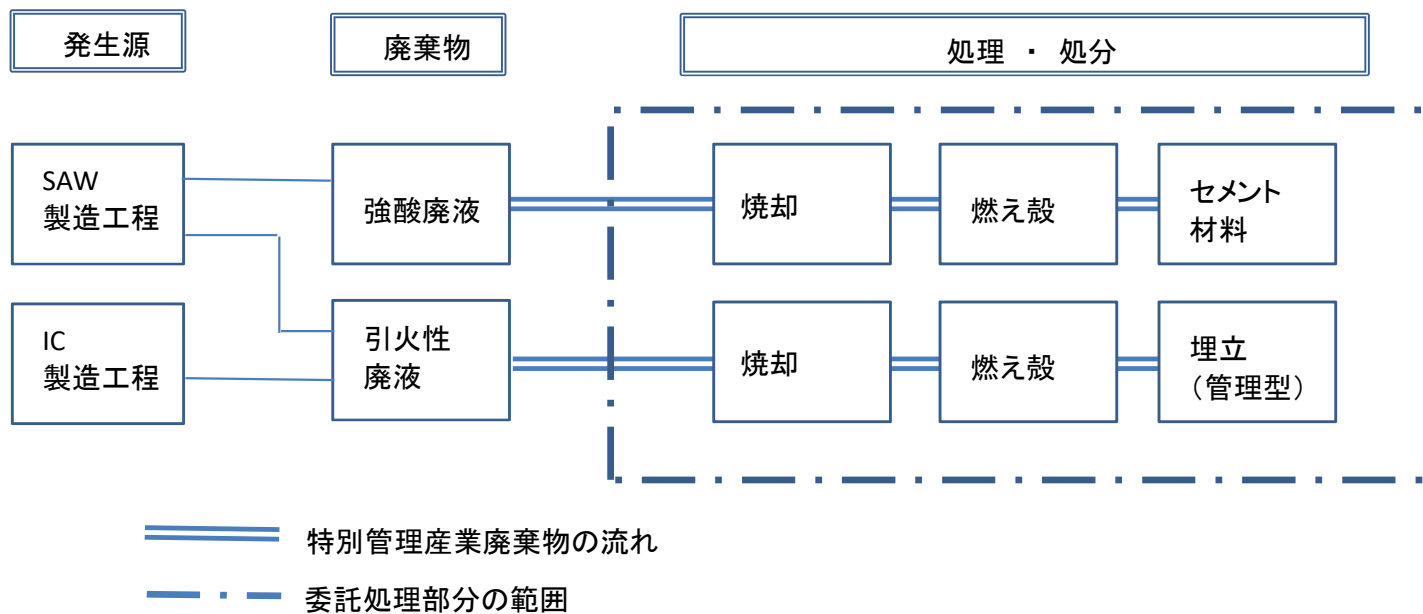
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

当該事業において現に行っている事業に関する事項(第1面関係別紙)

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(第2面別紙)

管理責任者	所属:技術	職名 :取締役
廃棄物担当	組織名:事務部 施設課	職名 :課長
廃棄物管理基本事項	<p>(1) 廃棄物を排出する課は、特別管理産業廃棄物が漏洩しないよう、容器への回収時や保管中の発錆・腐食・損傷・転倒等に注意する。</p> <p>(2) 排出課は、排出容器毎に「特別管理産業廃棄物ラベル」を貼り付ける。</p> <p>(3) 排出課は、ある程度溜まったところで「廃棄物処理依頼票」を発行し、廃棄処分を依頼する。</p> <p>(4) 施設課は、購買依頼票を発行し、購買課を通じて廃棄物処理業者へ処分を依頼する。</p> <p>(5) 収集運搬業者への引き渡し、マニフェストの発行及び廃棄物の適正処理手順については「マニフェスト発行管理手順書」に定める。</p> <p>(6) 施設課は、特別管理産業廃棄物を収集運搬・処分する業者と書面による契約を締結する。</p>	

排出物管理規定 SV-001-009

<組織図>

